

第5章 推進体制等

1 長崎県自殺対策推進センターの設置

市町自殺対策計画の策定・進捗管理・検証及び市町における自殺対策に関する取組を支援します。また、市町の自殺対策推進に対する効果的な施策や手法に関する情報収集・提供を行います。

2 各関係機関・団体等による施策の実施

計画に基づき、各関係機関・団体等が、それぞれに役割を担い、計画に掲げる施策を主体的かつ積極的に実施し、また、効率的・効果的な実施のため互いに連携協力して取り組んでいくことにより、総合的な自殺対策を推進します。

3 自殺対策連絡協議会等の役割

計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、「長崎県自殺対策連絡協議会」を中心として、関係機関、団体等の相互の緊密な連携・協力を図るとともに、必要に応じて施策相互間の調整を図ります。

4 市町における連携・協力の確保

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係していることから、自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

このため、各市町が自殺対策のネットワークを構築し、地域の状況に応じた自殺対策を推進していけるよう支援します。

5 計画の実施状況の評価等

「長崎県自殺対策連絡協議会」において、本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況を把握し、その効果等の評価するとともに、これを踏まえた計画の見直しと改善に努めます。